

## 子育て世帯等臨時特別支援事業による給付金

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

千葉県 子育て世帯等臨時特別支援事業 

**支給対象** 以下のいずれかに該当する方（児童手当制度の特例給付対象者および同等の所得がある方を除く）

- ①2021年9月分の児童手当の受給者
- ②2003年（平成15年）4月2日～2006年（平成18年）4月1日に生まれた子を養育している方
- ③3月31日までに生まれた子を養育する方

**給付額** 対象児童1人につき10万円

**申請期間** ①②3月31日(木)、③ホームページでご確認ください。

**備考** ①は申請不要です(公務員を除く)。②③は対象児童を養育する方が複数いる場合、児童の生計費の大半を支出している方（原則所得の多い方）に支給します。

区市子育て世帯への臨時特別給付金事務局 ☎400-2606  
こども企画課 FAX245-5547

## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の申請はお早めに

低所得の子育て世帯に対し給付金を支給しています。期限後の申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

詳しくは、千葉県 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外) 

**支給対象** 次の要件を全て満たす方

- ・2021年度分の住民税均等割が非課税、または2021年1月1日以降の収入が住民税均等割非課税相当の収入に減少した
- ・2003年（平成15年）4月2日～2022年（令和4年）2月28日に生まれた子を養育している
- \*特別児童扶養手当の対象の場合は、2001年（平成13年）4月2日～2022年（令和4年）2月28日に生まれた子

**給付額** 対象児童1人につき5万円

**申請期間** 2月28日(月)まで（2月に生まれた子の分は、3月9日(火)まで）

**備考** 対象児童を養育する方が複数いる場合、児童の生計費の大半を支出している方（原則所得の多い方）に支給します。

区市子育て世帯給付金事務局 ☎400-2603  
こども企画課 FAX245-5547

## 一時預かりの4月からの利用者を募集

保育所などに在籍していない満3カ月以上の就学前児を対象に、家庭での保育が困難となる場合（保護者のパート就労などで断続的に困難、保護者の病気や入院、保育疲れなどで一時的に困難）に預かる、一時預かりの4月からの利用者を募集します。



**定期利用(週2・3日保育が必要な方)**

**利用限度** 週2日または3日（同一の曜日を利用）

**利用時間** 月～土曜日の8:00～17:00（時間外は18:00まで）

**利用料金(月額)**

対象	週2日	週3日	時間外
3歳児未満	18,300円	26,100円	3,000円
3歳児以上	9,400円	13,500円	1,900円

**申込期間** 3月1日(火)～11日(金)10:00～17:00（土曜日は12:00まで。日曜日を除く）。12日出以降空きがある場合のみ随時受付。

**申込方法** 直接、希望する施設へ

**備考** 多数の場合選考。複数園へ申し込み可。利用は、子ども1人につき1園。時間外利用料金は、対象施設によって異なる場合があります。

**対象施設** ホームページでご確認ください。千葉県 定期利用 

**不定期利用(一時的に保育が必要な方)**

**利用限度** 月7日以内（半日は月14日以内）

**利用時間** 平日8:00～17:00（半日は8:00～12:30または12:30～17:00）土曜日8:00～12:30（祝日は除く）

**利用料金(1回当たり)**

対象	1日	半日
3歳児未満	2,200円	1,100円
3歳児以上	1,200円	600円

**申込方法** 直接、希望する施設へ

**備考** 随時受付。多数の場合選考

**対象施設** ホームページでご確認ください。千葉県 不定期利用 

「保育の必要性の認定」を受けている方は無償化の対象となります（3歳未満児は住民税非課税世帯のみ）。

詳しくは、千葉県 無償化 

園幼保運営課 ☎245-5729 FAX245-5894

## 子どもルーム 4月からの利用児童を追加募集

空きのある子どもルームで、4月から利用する児童を追加募集します。空き状況など詳しくは、千葉県 子どもルーム 

**対象** 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生

**受付期間** 2月14日(月)～3月10日(木)必着

**案内(申込書)** 2月14日(月)から、保健福祉センターこども家庭課、市民センター・連絡所、市役所1階案内で配布。ホームページから印刷も可。

**申込方法** 申込書と必要書類を、第1希望の子どもルームが所在する区の保健福祉センターこども家庭課に郵送または直接持参。電子申請も可。

利用の可否の通知は、3月下旬を予定しています。

5月以降に利用を開始する場合の受付期間は、利用開始を希望する月の前々月の11日～前月の10日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）必着。

園保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 FAX221-2606 花見川 ☎275-6421 FAX275-6318 稲毛 ☎284-6137 FAX284-6182

若葉 ☎233-8150 FAX233-8178 緑 ☎292-8137 FAX292-8284 美浜 ☎270-3150 FAX270-3291

### 子どもルームの利用

**利用時間** 平日 通常授業日 授業終了～18:00

長期休業日 8:00～18:00

土曜日 8:00～16:30

学校行事などの振替休日 8:00～18:00

\*土曜日以外は19:00まで延長も可。

**利用料金** 月額8,500円（ただし、7月＝10,800円、8月＝11,900円、延長は1,000円加算）、おやつ代2,000円

**備考** ・同一世帯で2人目以降の子どもは、基本時間分のみ半額。  
・市民税の課税状況により、利用料金が無料または半額となる場合があります。